

富士市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

富士市は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月15日条例第57号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号利用法及び番号利用条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適切に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適切に取り扱う。

（1）法令遵守

特定個人情報等の適切な取扱いに関する次に掲げる法令等を遵守する。

ア 番号利用法

イ 番号利用条例

ウ 富士市個人情報保護条例（平成17年富士市条例第10号）

エ 富士市特定個人情報等取扱規程（平成30年富士市訓令乙第12号）

オ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

カ 富士市情報セキュリティポリシー

（2）安全管理のための措置

特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理のための措置を講ずる。

（3）適切な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務に必要な範囲内で

適切に収集、保管、利用及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外の利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託及び再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先等を含む。）において、番号利用法に基づき市の果たすべき安全管理のための措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する安全管理のための措置を継続的に見直し、その改善に努める。